|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現 場 説 明 書　　　　　　　　　　　　静岡県立総合病院 | | |
| 説明日時  説明会場 | 現場説明会は開催致しません。 | |
| 工事名 | 平成27年度 静岡県立総合病院  先端医学棟電気設備工事 | |
| 工事箇所 | 静岡市葵区北安東 地内 | |
| 工事概要等 | 規模 | ・先端医学棟　　建築面積4,071.35㎡　延べ面積　20,569.60㎡  ・既存改修  ・外構  ・特高受電設備  上記に係る電気設備工事一式 |
| 構造形式 | ・先端医学棟　　鉄骨造　一部　鉄筋コンクリート造  ・特高受電設備　鉄筋コンクリート造  ・カルバート　　鉄筋コンクリート造 |
| その他 | 上記構造物に取り合う外構工事 |
| 工期 | 平成29年6月30日（金）まで  ただし、別途発注工事の受注者（建築工事及び機械設備工事）による必要施工期間及び試運転調整期間を考慮すること。 | |
| 入札 | 入札書等を入札場所に提出することにより執行する。 | |
| 契約 | 契約書の締結は落札決定日から７日以内とする。なお、契約に必要な契約書２部（発注者・受注者）については、受注者の負担とする。 | |
| 工程表等の提出 | 受注者は、契約締結後10日以内に次の書類を作成し、発注者及び委託監督員にそれぞれ１部提出すること。  (1)　工程表　　　　　　　（計２部、正：発注者、副：委託監督員）  (2)　請負代金内訳書　　　（計２部、正：発注者、副：委託監督員）(任意様式)  (3)　主任技術者等通知書　（計２部、正：発注者、副：委託監督員）  (4)　主任技術者等の略歴書（計２部、正：発注者、副：委託監督員）(任意様式) | |
| 工事工程月報 | 受注者は、当月末における工事の進捗状況について工事工程月報（進捗率を記載及び全景を含めた施工状況写真６枚を添付）を毎月25日までに発注者及び委託監督員にそれぞれ１部提出すること。 | |
| 現場作業の着手 | １　契約締結後速やかに仮設計画及び第3者安全対策等を検討し、現場着手前に開催する近隣住民説明会等においてその内容を説明する必要がある。  ２　契約締結後速やかに、実施工程、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を委託監督員へ提出し、委託監督員の承諾を得たのち着手すること。 | |
| 支払関係 | １　前払金  (1) 前払金は当該年度の支払い限度額の10分の４以内の額（万円未満切り捨て）とする。  (2) 前払金は各年度毎に分割して支払う。各年度毎における前払金の支払額は、前払金の総額に、請負代金額に対する当該年度の支払限度額の割合を乗じた額とする。  (3) 前払金を受けようとするときは、各年度末（最終年度は工事完成期日に２週間を加算した期日）を保障期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託すること。  ２　中間前払金  (1) 中間前払金は前払金に追加して、当該年度の支払い限度額の10分の２以内の額（万円未満切捨て）とする。  (2) 中間前払金を受けようとするときは、前払金の支払を受けた後、当該前払い金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託すること。  (3) 中間前払の条件は、当該年度の工事実施期間の２分の１を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の年割額の２分の１以上の額に相当するものであることについての認定を受けたものとする。  ３　部分払  (1) 部分払金の額は、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相応額（以下「出来形金額」という）の10分の９以内の額（万円未満切り捨て）とする。前払金及び中間前払金を受けたときは、出来形が現になされた前払金及び中間前払金の請負代金額に対する割合に10分の１を加えた率に達したときに限る。なお、２回目以降については前回までの部分払金を差し引いた額とする。請求回数は入札公告に記載のとおり。  　　計算方法  　　　部分払金の額＝Ａ－Ｂ  　Ａ＝出来形金額×９／１０…万円未満切り捨て  　Ｂ＝出来形金額×（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額…万円未満切り上げ  　(2) 部分払いを求める場合は、予め出来形確認請求書及び細目毎の出来高数量を記載した出来高数量書（任意様式）を発注者及び委託監督員にそれぞれ１部提出すること。  ４　完成払  　(1) 完成払は、建物の引渡し完了後請求できるものとする。  　(2) 受注者は、完成写真、請求書を提出する。  ５　支払の時期  (1) 前　払　金　　　　　請求書受理後14日以内  (2) 中間前払金　　　　　請求書受理後14日以内  (3) 部　分　払　　　　　請求書受理後14日以内  (4) 完　成　払　　　　　請求書受理後40日以内  ６　年度毎の支払い限度額  　　平成27年度支払い限度額は、　　０円とする。  　　平成28年度支払い限度額は、　６８８，０００千円とする。  ただし、平成28年度支払い限度額には、平成27年度支払い限度額を含む。 | |
| 建設業退職金共済制度等の加入 | 受注者は、建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用の「掛金納入書」を、契約締結後30日以内に提出すること。 | |
| 火災保険等 | 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を工事完成期日に2週間を加算した期日とした火災保険その他の保険に付すこと。また、保険契約を締結した後は、その証券を遅滞なく提示し、その写しを提出すること。 | |
| 変更契約 | １　変更契約は、その必要が生じた都度、書面をもって協議し締結する。また、軽微な変更事項は、当該年度末又は工事完了のうち、どちらか早い時期までに、まとめて変更契約を行うこととする。  ２　受注者は、設計変更事項について、その都度、設計変更カードにより整理すること。  ３　提出書類  変更契約に必要な変更契約書２部（発注者・受注者）については、受注者の負担とする。 | |
| 完成時の  提出書類 | ・完成届（２部）  ・完成写真（支払用　サービス版１部） | |
| 引渡し時の  提出書類等 | 原則として次によるが、提出書類、部数等の詳細は特記仕様書及び発注者との協議による。  ・引渡書  ・工事関係書類（１式）  ・工事写真帳  ・完成写真アルバム  ・完成図  ・施工図（原図サイズ図面二つ折り製本２部）  ・保証書（１部）  ・保証書の写し（１部）  ・各種検査合格証（２部）  ・各種試験成績表（２部）  ・その他説明書（保守・使用に関する指導案内書等）（２部）  ・予備品（１式）  ・連絡表等、その他保守・使用に関して必要なもの  ・下記のデータを記録させた電子成果品ＣＤ－Ｒ（３部）及び電子媒体納品書（紙）（２部）  (1)工事工程表（変更工程表を含む）　(2)主任技術者・現場代理人等通知書  (3)完成図　(4)施工図　(5)完成写真　(6)工事写真　(7)工事工程月報（最終分）(8)下請人通知書（最終分）　(9)出来形確認請求書 | |
| かし担保 | 建築工事（鉄筋コンクリート造、鉄骨造他）２年間、木造建築物、これに準ずる建築物、工作物及び設備工事（電気、衛生、空調、昇降機、電話、自家発）１年間とする。 | |
| 下請関係 | (1) 下請負人通知書  1)　下請契約を締結したすべての工事について、下請負人通知書を速やかに２部（正：発注者、副：委託監督員）提出すること。  2)　添付書類  　　上記、下請負人通知書を提出する場合には、次の書類を添付すること。  ・下請契約書の写し  ・建設業許可証の写し（建設業許可業者である場合に限る）  (2) 施工体制台帳の整備  1)　現場には、常に最新の施工体制台帳を整備し、完成届の提出と同時にその写しを提出すること｡  　　また、施工体制台帳は、二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。  2） 施工体系図は、受注者が再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関  係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。  (3) 建設退職共済組合への加入  　完成届の提出と同時に当該工事に係る退職金共済証紙の受払簿の写しを提出すること。 | |
| 材料及び製造所等の報告を求めるもの | (1) 杭　　(2) 鉄筋　 (3) コンクリート　(4) 止水板　 (5) デッキプレート  (6) 鋼材　(7) 耐火被覆材　 (8) 外壁材　(9) 外壁小庇　(10) 屋根防水材  (11) シーリング材 　(12) 塗膜防水材　 (13) ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ金物　(14) 点検口  (15) 塗装材　(16)建具　　(17 )ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ (18) ガラス　 (19) 内装材料  (20) ユニットその他材料　(21)昇降機　 (22) その他監督員の指示するもの | |
| 材料検査簿等 | 受注者は、主要な工事材料で監督員の検査を受けた場合は、材料検査簿として、その状況を記載し、監督員の検印を受けること。  また、受注者は、これとは別にすべての工事材料について受入れ時等に設計品質を満たしているか否か材料確認し、材料確認簿（任意様式）を作成すること。 | |
| その他の事項 | １　監督員事務所　　有  ２　受注者の現場事務所は、病院敷地南隣接敷地内に設置することができる。ただし、来客者用駐車スペースを同敷地内に６台分確保すること。  ３　受注者及び作業者の通勤用駐車場は、病院敷地外に別途確保すること。  ただし、80台分については、静岡県立こころの医療センター(静岡市葵区与一４丁  目１－１)のグラウンドを利用して確保することができる。（以下「グラウンド駐車場」  という。）なお、グラウンド駐車場の利用料については、徴収しないものとする。  また、グラウンド駐車場を利用する場合には以下に留意すること。   1. 利用予定者は、本工事及び機械設備工事の作業員とすること。 2. グラウンド駐車場の利用を希望する場合は、機械設備工事受注者と調整を行うた   め、利用台数及び利用時間について発注者に申し出ること。  　(3)グラウンド駐車場の利用にあたっては、当該グラウンドを駐車用に整備し、利用  　　期間終了時には、現状復旧すること。ただし、静岡県立こころの医療センター側  　　で了解の得られたものについてはこの限りではない。  (4)整備費用及び復旧費用については、受注者側の負担とする。機械設備工事受注者  と共同利用する場合には、受注者間双方協議の上負担すること。  　(5)グラウンド駐車場の工事及びグラウンド駐車場の利用期間中の交通渋滞等が予想  　　され、閑静な住宅地であることから、近隣住民の理解が得られるよう説明会を開催  　　するなど対策を講じること。また苦情の対応を行うこと。  　(6)当該工事にあたっては、歩道等の改修も考えられることから、警察等への申請等  　　の手続を行うこと。  　(7)原則、利用時間は、午前７時から午後７時までとする。  　(8)利用時間や門扉の開閉等の詳細及び、グラウンド駐車場の運用については、静岡  県立こころの医療センターの指示に従うこと。  　(9)病院敷地内は全面禁煙であるため、利用者に対して徹底を図ること。  ４　工事期間中の工事に係る電気料金及び水道料金は、受注者の負担とする。  ５　特に注意する安全対策等  (1) 診療業務を継続しながらの工事施工となるため、発注者及び委託監督員と協議を十分に行い、施工計画を立てること。  (2) 工事車両出入り（経路を含む。）については、施設利用者や一般交通、歩行者等の支障とならないよう配慮し、安全に万全を期すこと。また、敷地内通路や周辺道路等を汚損することがないようにすること。  (3) 病院敷地周辺道路を工事車両が通行する場合は、法定制限速度30km/h以下を遵守し、重量車両についてはこれに係わらず低速で運転し、周辺住宅への振動防止に努めること。  (4) 交通誘導員を必要に応じ適切に配置し、安全対策を講じること。  (5) 別途発注工事の受注者（電気設備工事及び機械設備工事）及び設置する医療器械メーカとの調整を密に行い、工事及び品質に支障が生じないようにすること。また、予め電気設備及び機械設備の位置等をプロットした総合プロット図を作成し、監督員の承諾を得た後に施工すること。  (6) 工事による振動、騒音、粉塵、臭気の発生の抑制に努めること。また、工事において医療業務に支障のある振動、騒音、粉塵、臭気等を発生させる工程がある場合は、委託監督員と事前協議を行い、施工１週間前までに、当該工事説明資料を添付し「騒音・振動等作業申請書」を発注者に２部提出すること。  (7) 作業時間は、原則として、午前８時30分から午後５時までとし厳守すること。  なお、工事内容、工程等の理由から、これにより難い場合は、発注者と協議し、了解を得ること。  (8) 本工事において発生する産業廃棄物については、廃棄物の分別収集、リサイクル、再利用、再使用、工場での製品加工、梱包材や養生材の簡素化等による廃棄物減量化に配慮すること。  (9) 各種法令を遵守すること。  (10) 資材等の保管には、十分注意すること。  (11) 作業員の喫煙は、作業員休憩所（建物内）にて行うものとし、病院敷地内及び病院周辺道路での喫煙は不可とする。  (12) 現場の内外を問わず、工事関係者によるタバコの吸殻、空き缶、空きペットボトル等の投げ捨てや放置は厳に慎むこと。  (13) 本工事とは無関係であっても、清掃等により現場周辺の美化に努めること。  ６　創意工夫の現場適用に積極的に取り組むこと。  ７　官公庁申請資料等については、適切に行うこと。  ８　工事の時期及び方法等について総合調整が必要な場合には、関係者と協力して適  切に行うこと。  ９　受注者には設計CADデータを貸与する。  10　受注者は、第３者の現場視察に協力すること。  11　上記のほか円滑な病院運営等のため、受注者は、発注者からの軽微な要望等について協力すること。 | |